

第31号

SOS ニュース

日常生活でトラブルが起きた場合の解決手段と手続き【2】

※ 民事訴訟による解決法

不動産をめぐる紛争は、任意の履行や話し合いでうまく解決できないことも少なくありません。そんなときのために、訴訟による解決法というものがあります。すなわち、裁判所という国家権力を背景にして、強制的に紛争を解決してしまおうというわけです。

■ 訴訟を起こすには、訴状を裁判所に提出

提出する訴状は、正本一通、被告の数の副本です。この際、法律で決められた金額の印紙を裁判所用の正本に貼り、また、被告への送達用に必要な額の切手を納付します。また、当事者が会社の場合には、会社の資格証明書（会社の商業登記簿謄本）、不動産に関する事件の場合には、不動産の登記簿謄本と、訴状に貼る印紙額の算定資料として、固定資産評価証明書も提出しなければなりません。

訴状が受理されると、第一回目の口頭弁論期日が指定され、通常、原告の都合を聞いて、一~二か月くらい先に指定され、その期日の呼出状と訴状の副本が被告に送達されます。

被告が訴状の送達を受けながら第一回口頭弁論期日に出頭せず、また、答弁書を提出して原告の請求を争っていない限り、この期日に審理は終結して、特段の問題がない限り、一か月後くらいには原告の請求どおりの判決がなされます。しかし、被告が答弁書を出したり、期日に出頭して口頭で争った場合には、口頭弁論を何回か続けていくことになります。

口頭弁論日には、当事者双方が準備書面という書面を提出して、さらに自分の主張や相手方の主張に対する反論を展開したり、証拠の文書等を書証として提出したり、調べてほしい証人等の尋問の申請を行います。

そして、当事者双方とも主張も証拠も出し尽くしたという段階で、口頭弁論を終結して、判決の言い渡しがなされ、判決の正本が当事者双方に送達されます。

■ 訴状の記載事項

訴状には、所定の事項、すなわち、①当事者の住所・氏名、②事件名、③請求の趣旨、④請求の原因、⑤付属書類、⑥提出年月日⑦提出先の裁判所名を記載し、原告（訴訟を提起した人）またはその代理人が署名捺印します。

- ① 当事者が法人の場合、法人名のほかにその代表者の氏名と代表権の種類も記載します。
- ② 事件名は、どのような請求の事件であるかが分かるように、例えば「所有権移転手続等請求事件」などとします。
- ③ 「請求の趣旨」とは、被告（訴訟の相手方）に対してどのような請求をしているかの結論的な表示で、原告が求める判決の主文の内容の簡潔・明確な表示をいいます。
- ④ 「請求の原因」とは、請求の趣旨で記載した請求を補足し、特定するのに必要な事実をいいます。

■ 訴訟を提起する裁判所

訴訟を提起できるのは、原則として、相手方の住所を管轄する裁判所ですが例外もあります。債権（持参債務）の請求は原告の住所の管轄裁判所、不動産に関する訴訟では、不動産の所在地を管轄する裁判所にも管轄権が認められます。

（自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律（得）事典より）